

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>税額控除限度額の引上げ等(恒久措置)</p>
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率 6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長</p>
6	適用又は延長期間	期限なし
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国のリーディング産業である情報通信産業における中小企業者等の民間研究開発投資を促し、イノベーション創出を促進させることにより、民間における情報通信技術の研究開発の一層の進展、新規事業及び雇用の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上及び民需主導の持続的な経済成長を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総務省設置法第4条第75条</p> <p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)</p> <p>オ 情報通信(ICT政策)</p> <p>① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>

		け	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 情報通信分野における中小企業者の研究開発投資の安定的拡大により、イノベーションを加速することにより、以下の政策目標の達成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信分野の新規事業の創出 ・情報通信サービスの高度化・多様化の実現 ・情報通信技術の普及による産業・社会改革の推進 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当面の研究開発投資(売上高に対する研究開発投資額)の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>以下に示すように、国税における税制利用企業は中小企業の割合が高いことから、地方税における措置についても、多数の中小企業が利用しているといえる。</p> <p>(参考)国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>
		② 減収額	<p>平成22年度の本税制措置による減収額試算は、33億円(国税:191億円)</p> <p>地方税における減収額 減収額実績 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度 25億円 平成17年度 53億円 平成18年度 53億円 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 <p>減収額試算 平成21年度 10億円【総務省減収額試算】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度 4,242億円(147億円) 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,635億円(246億円) <p>減収額試算【財務省減収額試算】</p>

平成21年度 2,540億円(70億円)

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)
我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度)

総額型控除上限を20%から30%に引き上げた際の10%相当分:

			<p>1.7 億円（平成 21 年度：51 社）</p> <p>【研究開発税制に関するアンケート調査（平成 22 年度中小企業庁実施）より算出】</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度）</p> <p>平成 22 年度に経済産業省、中小企業庁がそれぞれ実施した研究開発税制に関するアンケート調査から、税額控除額に対する研究開発投資額への押し上げ率は、大企業は 1.38、中小企業は 1.70 という結果が得られた。これにより、本税制措置は研究開発投資額に寄与したものと見ることが出来る。さらに、この押し上げ率を用いて、平成 22 年度における研究開発投資押し上げ効果は、以下のとおりと試算できる。</p> <p>平成 22 年度の減収額見込（国税） 191 億円</p> <p>平成 22 年度の研究開発投資押し上げ効果見込（国税） $191 \times 1.70 = 325$（億円）</p> <p>平成 22 年度の減収額見込（地方税） 191 \times 0.173 = 33（億円）</p> <p>平成 22 年度の研究開発投資押し上げ効果見込（地方税） $33 \times 1.70 = 56$（億円）</p> <p>【財務省試算額を用いて算出】</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信分野における研究ニーズはますます増加・多様化すると考えられ、我が国経済の進展及び産業競争力強化を図るためには、我が国のリーディング産業たる情報通信産業において革新的な新技術の創出を強力に推進する必要がある。このため補助金や金融支援といった特定事業者に対する支援措置に加え、包括的に当分野の民間研究開発の積極的投資へのインセンティブを与える当制度は政策手段として妥当である。さらに、今後の我が国の産業・社会変革を担う情報通信技術の研究開発への支援措置はその成果が新サービス・新事業に結びつき、特定事業者への支援措置に留まらない高い公益性を持つものであり、当制度は政策目的においても妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>戦略的情報通信研究開発推進制度[※]は、公募によるため採択された研究者（研究機関）のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲に限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。</p> <p>※戦略的情報通信研究開発推進制度（委託費）</p> <p>競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の 5 割強が産出されてきた。（2009 年版中小企業白書）。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって取り組むに値する特例措置となっている。</p>	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—